

樹林墓地の使用許可申請に関する誓約書

年 月 日

(宛先)浦安市長

住 所

氏 名

電 話

1. 誓約内容について

裏面有り

○以下の文章の 欄にご記入いただき、表の同意事項をご確認ください。

浦安市墓地公園樹林墓地の使用許可申請については、関係親族と協議のうえ、亡 の祭祀の主宰者となる私 が申請をすることとなりました。 *申請者からみた死亡者の続柄

つきましては、「浦安市墓地公園の設置及び管理に関する条例」（以下条例という。）及び「浦安市墓地公園の設置及び管理に関する条例施行規則」（以下規則という。）に定められている規定を遵守するとともに、以下の全ての同意事項につき、十分理解したうえで、申請することをここに誓約いたします。なお、この同意事項に違反したときは、樹林墓地使用权の取消処分を受けてもかまいません。

番号	同意事項	チェック欄 ※同意しましたか？	
		はい	いいえ
①	申請にあたっては争いが起きないように、親族間で十分に話し合いを行ってください。また、申請以降に争いが起きた場合は、使用者が自己責任において解決することとし、市は一切関与しません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	樹林墓地の使用权を第三者に譲渡し、又は転貸することはできません。また、使用許可の承継は原則として使用者が死亡したとき以外はできません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	樹林墓地の埋蔵場所（共同埋蔵施設）は、市が決定します。場所の選定や変更はできません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④	樹林墓地は、焼骨を骨袋に入れ、他の焼骨と一緒に埋蔵しますので、埋蔵した焼骨は返還することができません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤	納入した使用料の還付については、裏面に記載の通り、条例及び規則に基づき行われます。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	同意事項	チェック欄 ※同意しましたか？	
		はい	いいえ
⑥	焼骨の埋蔵は、市が依頼を受け、焼骨をお預かりした後に、市が行います。埋蔵にご親族等が立ち会うことはできません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦	使用許可日の翌日から3年以内に市に樹林墓地へ埋蔵するよう依頼してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧	樹林墓地が災害や経年劣化等により、施設の維持管理上や墓地公園の運営上問題が生じた場合は、改修あるいは移動する場合があります。その際に使用者に個別通知等はいたしません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨	樹木が枯死あるいは生育不良の場合は植替えを行います。その際に樹種も変更する場合があります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑩	使用料の支払いは一括です。期限内に支払われない場合は使用許可が取り消されます。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑪	樹林墓地の埋蔵者は、台帳により管理します。埋蔵者の氏名を記した構造物（記名板等）はありません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【参考】納入した使用料の還付割合について

「浦安市墓地公園の設置及び管理に関する条例」 ※一部抜粋
(使用料及び管理料の不還付)

第28条 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

「浦安市墓地公園の設置及び管理に関する条例施行規則」 ※一部抜粋
(使用料の還付)

第34条 条例第28条のただし書の規定により還付する場合及びその額は、次のとおりとする。

- ① 樹林墓地の使用の許可の取消しを申し出た場合であって、当該申出が使用許可を受けた日の翌日から起算して1年以内に行われたとき → 納入した使用料の5割に相当する額を還付
- ② 樹林墓地の使用の許可の取消しを申し出た場合であって、当該申出が使用許可を受けた日の翌日から起算して2年以内に行われたとき → 納入した使用料の2割5分に相当する額を還付

※原則として、納入した使用料については、樹林墓地を使用しないで返還した場合であっても、全額還付には応じません。また、樹林墓地の使用許可を受けた日から2年が経過した時点で、納入した使用料の還付を受けることができなくなります。

2. 埋蔵後の焼骨にかかる情報の取扱いについて

今後、第三者が被埋蔵者の埋蔵位置や埋蔵の事実について、情報提供を求めてきた場合、第三者に情報開示しますか？ はい いいえ